

平成 28 年 6 月 善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 28 年 6 月 20 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 報 告

報告第 1 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

報告第 2 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

6. そ の 他

次回開催 7 月 21 日（木）13 時 30 分～

現地調査 同日 9 時～

農業相談 同日 10 時～

7. 閉 会

平成28年6月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成28年6月20日（月） 13時31分～
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員, 2 谷口義弘委員, 3 川田治弘農地専門部会長,
4 渡辺政幸委員, 5 佐柳博秋委員, 6 遠山建治委員, 7 瀬川治農
地専門部会長職務代理者, 8 山地孝義委員, 9 増田アサミ委員, 10
大川善四郎委員, 11 大西光義委員, 14 香川貞行委員, 16 土居
信雄委員, 15 南光紀夫農政専門部会長, 17 近藤隆委員, 18 原
巧農政専門部会長職務代理者, 19 三原正子委員, 20 篠内實委員,
21 近藤正三会長職務代理者, 22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 13 堀井伸一委員（13時32分出席）
5. 欠席委員 12 尾上一美委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 次長 芦辺 龍史
8. 議案 8.1 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借等解約通知確認の報告について
8.2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
8.3 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
8.4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 報告 9.1 報告第1号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について
9.2 報告第2号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
10. 議事
10.1 局長 皆さん、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまより、平成28
年6月の定例会、農地専門部会を始めます。まず最初に、立石会長より、
ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願いします。
- 会長 (挨拶)
(立石)
- 局長 ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、川田

農地専門部会長、よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

皆さん、こんにちは。それでは、農地専門部会を進めて行きたいと思いますので、よろしくお願ひします。議事録署名人には、議席第6番の遠山委員さん、と第7番の瀬川農地専門部会長職務代理者、よろしくお願ひします。早速、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長　　はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、1件の案件でございます。番号1ですが、本件は、議案書の4ページと5ページの、議案第4号、番号1と関連しております。本件の賃貸人である○○氏は、○○市にお住まいであり、所有している農地については、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定を行い、農地を維持しております。当該地は、賃借人である○○氏と、平成30年の5月末まで、○年間の賃借権を設定しておりましたが、今般、○○○○(株)の善通寺第二センターが建築されることに伴い、当該地の一部、約○○○m²を○○センターの敷地部分と新設道路部分に転用することとなり、双方の合意による解約を行うものです。なお、本合意解約後は、貸人と借人との間で利用権設定を行う予定であり、本解約についての離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。以上、○筆、登記地目は田、面積は○○○○m²の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

はい。ありがとうございました。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、説明が事務局よりありました。皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をいたします。ひき続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長　　はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、3件の案件でございます。

番号1でありますが、本件の農地は、○○町の登記及び現況地目が田の1筆○○○m²について、譲受人の経営規模拡大に伴う、所有権の移転を行うため、今般、両者の間で合意が整い、本申請に至ったものであります。本件は、議案書の5ページ、議案第4号、番号2と少し関連しており、譲渡人である○○氏が所有する、○○町字○○、○○○番○の農地、○○○m²を、後に、議案第4号にてご審議いただきます、進入路としての転用部分と、農地の2筆に分筆し、そのうちの1筆について、今回、所有権移転売買を行うものであります。譲受人は現在、主に妻と2人で農作業に従事し、本市と○○市において所有する、○○○○○○m²に主に水稻、果樹を作付けしており、提出書類に不備もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は用途地域内の第3種農地であります。

次に、番号2でありますが、本件の農地は、○○町の登記及び現況地目が田の1筆、○○○m²について、○○歳と高齢で農業後継者もいないため、農業廃止を考えていた譲渡人である○○氏と、経営規模拡大を計画している譲受人である○○氏との間で、売買の話が整ったことで、本申請に及んだものであります。譲受人の説明については、先程の番号1と同じであるため、省略させていただきます。本件は、提出書類に不備もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振

興地域内の第2種農地で、現地調査の際には玉葱の収穫を行っておりました。

次に番号3でありますが、本件は、議案書の3ページ、議案第3号、番号1と少し関連しており、譲受人である〇〇氏が、譲渡人である〇〇氏の農地を取得する際に、所有している農地の内の1筆を、〇〇〇用地として利用しており、農地取得の要件のひとつである、全部効率利用要件の、「すべてを効率的に利用して農地又は養畜の事業を行うと認められない農地」であるため、今般、議案3号、番号1において、農地法第4条第1項の規定による許可申請とともに、本申請に及んだものであります。譲渡人である〇〇氏は、平成〇〇年に父親から当該農地を相続し、ご夫婦で農業を営んでおりましたが、体調を悪くし、当該地の〇〇町字〇〇、〇〇〇〇番、田、〇〇〇〇m²において、今般、両者の間で売買の話が整ったため、本申請に至ったものであります。譲受人は、農業生産法人の代表取締役でありますが、個人で農地を〇筆、〇〇〇〇m²を所有しており、〇筆の畠地において、主に〇〇を作付けしております。提出書類に不備もなく、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、何も問題は無いと考えております。なお、本申請地は第1種農地で、許可後は、果樹の苗木と、水稻の作付けを行う予定であります。以上3件、登記地目は、田が〇筆、〇〇〇〇m²の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号につき

ましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、2件の案件でございます。まず、番号1ですが、本件の申請者である○○氏は、平成○○年に会社を成立し、本市において農産物の生産加工販売業等を営んでいる法人の代表取締役であります。本申請地は、先程、議案第2号、番号1でご説明いたしましたが、平成○○年頃より、当該申請地を、農地法について熟知せず、許可を得ずに、無断で農地以外の用途に供する転用行為を行つておる、今回の議案第2号、番号1において、農地法第3条で農地を取得する際に、農地取得の要件のひとつである、全部効率利用要件の、「すべてを効率的に利用して農地又は養畜の事業を行うと認められない農地」であるため、今般、是正すべく、農地転用の申請に及んだものであります。当該地は、市道（○○○○○1号線）に面し、有限会社○○○○○の西側に位置し、登記地目が畠、現況地目が雑種地である○○○m²に、有限会社○○○○○○○○○の従業員用の3台分の○○○スペースと、平屋建て倉庫1棟、○○○○m²を建築しているものであります。本申請地は、農業振興地域から外れている、第2種農地であり、提出書類に不備もなく、既に無断転用行為ではありますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむおえないと考えております。

次に番号2ですが、本件は、議案書の5ページ、議案4号、番号6と関連しております。本件の申請者である○○氏は、今般、○○町字○○○、○○○番○、田、○○○m²を分筆して、娘の夫が分家住宅を建築することを計画し、当月の農業振興地域整備計画変更申請として、農業振興地域から除外する手続きを行う際に、当該地の登記地目が農地であることが判明し、農家住宅の敷地拡張用地として転用申請に及んだものであります。当該地である、○○町字○○○、○○番○、田、○○m²と、併せて利用する土地、○○町○番地○の宅地に、昭和○○年頃に母屋を新築した際、自宅の庭として造成していたもので、農地法の許可を

得ずに、無断で農地以外の用途に供する転用行為を行っていたため、違反転用の始末書を添えて、本申請に至ったものであります。本申請地は、善通寺〇〇から半径約〇〇〇mの距離にある、第3種農地に区分される農地で、農業振興地域から外れている農地であります。本転用についての、提出書類に不備もなく、既に無断転用行為ではありますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむおえないと考えております。以上2件、登記地目は田が〇筆、〇〇m²、畠が〇筆、〇〇〇m²、合計〇〇〇m²の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について、番号1から順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。まず、番号1について、〇〇町ですので、佐柳委員さん、お願いします。

佐柳委員 先日、渡辺委員さんと現地調査を行いました。当事者や隣接者ともお会いして話を聞いてきましたが、別に問題はないという返事をもらっております。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2について〇〇町でございますので、南光農政専門部会長、よろしくお願いします。

南光農政専門部会長

先日、現地の確認を行いました。この案件につきましては、昭和〇〇年の親の代のときに塀を作って、無断で庭として利用していたもので、他の人にも迷惑をかけないもので、特に問題はありません。よろしくお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号2につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないということです。それでは、議案第3号、農地法第4条第1

項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありますか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長 はい。それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、6件の案件でございますが、6件の内、番号1の案件については、農業委員関連の案件でございますので、先議させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、川田農地専門部会長の退席をお願いいたします。番号1の議事の進行につきましては、瀬川農地専門部会長職務代理者にお願いいたします。よろしくお願ひします。

(川田農地専門部会長 13時51分退室)

瀬川農地専門部会長職務代理者

それでは、私の方が代わって議事を進行させていただきます。事務局より説明をお願いします。

局 長 まず、番号1でありますが、お手元に配布している資料をご覧ください。本件の譲受人は、○○県に本社を置き、関東地区から九州地区に至るまで○○センターを建築し、○○○○等の業務を営んでいる法人の代表取締役であります。平成○○年に○○町字○○、○○○番○、同所字○、○○○番○において、○○○○センターである「善通寺センター」を建

築しましたが、現在の〇〇が満杯状態となっており、事業効率の観点から、既存施設と一体利用が出来る用地を検討していたところ、道路条件や、農業上の土地利用に対する影響も少ないので、当該地の登記地目が田である〇〇筆、〇〇〇〇〇m²と、畑の〇筆、〇〇m²の、土地所有者〇〇名との間で話がまとまり、所有権移転売買を行う、転用申請に及んだものであります。本申請地、〇〇〇〇〇m²の敷地に、〇〇〇〇〇m²の〇〇倉庫と〇〇〇を建築し、〇〇台分の駐車場スペースと、〇〇〇〇〇m²を超えるため、雨水を貯めるための、地下式の調整池を設けるものであります。本件は、今月14日（火）に、今回の申請代理人である、〇〇〇〇〇、立石会長、近藤正三会長職務代理者、川田農地専門部会長、瀬川農地専門部会長職務代理者、土居委員、〇〇水利組合長と事務局にて、現地調査及び現地での説明を受けております。なお、本件は、開発許可行為の案件で、農業振興地域内の農地であり、平成〇〇年〇月〇〇日付で、農業振興地域整備計画変更に係る事前協議の回答が出ており、同年〇月〇〇日に本協議の回答が出ております。また、転用面積が3,000m²を超えておりますので、農地法の一部改正に伴う、香川県農業会議（県農業委員会ネットワーク機構）、常設審議委員会の意見聴取の対象事案であり、現地確認調査の対象事案でもありますことから、明日（21日）、午前10時30分より、〇〇市農業委員会の〇〇会長、元農業会議事務局長である〇〇氏同行の下、本申請地の現地確認調査を実施し、その後、今月28日の常設審議委員会にて意見聴取を行います。本件は、地元の農事組合法人との間で、今回の農地転用行為に伴う、規模拡大加算交付金の返還についての協議も整っており、騒音防止壁を設置すること、隣接土地所有者の同意書も添えていること、候補地の比較検討も適正になされていることなど、提出書類に不備もなく、また、本申請地は普通寺ICから約〇〇kmに位置し、国道〇〇〇号線に接した第2種農地で、交通の便も良く、資力の信用性、事業実施の確実性も見込まれることから、今回の拡張計画について、特に問題は無いと考えます。以上〇件、田が〇〇筆、〇〇〇〇〇〇m²、畑が〇筆、〇〇m²、合計〇〇〇〇〇〇m²の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したい

と考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

瀬川農地専門部会長職務代理者

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から議案第4号、農地法第5条第1項許可申請、番号1について説明がありました。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。○○町ですので、土居委員さん、お願いします。

土居委員 はい。先程、事務局からの説明がありましたように、先般、14日に会長さん外、各委員さんと一緒に現地調査及び説明を受けてまいりました。まず、私はこういう大きな面積の案件を扱ったことが無く、また本来、農地を守るべく指導することが農業委員の役割だと思っておりました。こんな大きな施設が出来て、農地が少なくなることに対して、違和感もある反面、他の面から見たらいいこともあるのではないかと思いました。被害防除計画書を見せていただいたところ、周囲に配慮していることは十分解りました。広面積の案件ですので、一緒に現地調査を行った委員さんからの意見もお聞きしたいと思います。当事者の方ともお会いして話を聞いてきました。よろしくお願いしますということでした。

瀬川農地専門部会長職務代理者

ありがとうございました。地元の農業委員さんは、特段問題が無いといふことでよろしいですか。

土居委員 はい。

瀬川農地専門部会長職務代理者

それでは、議案第4号、番号1について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

近藤隆委員 よろしいですか。事務的なことなのですが、この案件に関連したことで議案1号ですが、当該地の分筆が出来ているのであれば、今回3条申請で同時に出してくればいいのではないかと思いました。それと、農業会議に上がってくる案件なので、資金計画についてもおうかがいしたいと思います。

事務局 農地法18条6項、議案書の1ページ番号1の農地面積ですが、ここ

に記載されているのは、分筆前の利用権を設定していた農地面積です。分筆後の農地については、両者の間で貸し借りの話がまとまっておらず、分筆後の農地について、賃貸人である○○氏がそのまま借り受けることが事務局において解ったのが、2日前のことです。今後、何かしらの利用権を設定しまして、農地法第3条第1項の許可申請を提出する予定であります。それと、議案第4号、番号1の資金計画についてご報告させていただきます。土地代〇億〇千万円、造成費が〇億〇千万円、建築費〇億円で、合計額が〇〇億〇千万円を自己資金で賄います。

近藤隆委員 わかりました。

瀬川農地専門部会長職務代理者

他に、ご質問、ご意見等はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

瀬川農地専門部会長職務代理者

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

瀬川農地専門部会長職務代理者

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号番号1につきましては、原案のとおり決定をいたします。それでは、川田農地専門部会長の入室を認めます。

(川田農地専門部会長 14時04分入室)

川田農地専門部会長

それでは、ひき続きまして、議案第4号、番号2から、番号6の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号2からご説明いたします。本件は本年〇月に、〇〇町字〇〇の田、〇筆、約〇〇〇〇m²において、〇〇〇〇、〇〇〇〇外科への通院患者用の〇〇台分の駐車場用地と、南北両側の進入路用地として、本農地専門部会に譲り、翌月、香川県知事許可を得た案件の、西側の隣地であります。譲渡人である、〇〇氏が所有する農地、〇〇町字〇

○, ○〇〇〇番○, 登記地目が田, ○〇〇m²と, 同所, ○〇〇〇番○, 登記地目が田, ○〇〇〇m²の○筆を, ○〇〇m²と○〇m²に分筆し, ○○氏は自己所有農地への進入路, ○○氏は自宅への進入路として, それぞれ2分の1ずつの持ち分とし, 所有権移転を行うものであります。

本申請地は, 用途地域内の第3種農地（第一種中高層住居専用地域）であります。先ほど申し上げました, 既に許可済みの案件である, 南北の進入路, ○〇〇〇番○と, ○〇〇〇番○を, ○○氏の農地への進入路として利用する際の, 土地所有者からの通行承諾書等, 提出書類に不備もなく, 本転用について特に問題は無いと考えます。

次に番号3でありますが, 本件の貸人である○〇〇〇〇氏と, 借人である○〇〇〇〇氏は, 親子であり, 借人は, 現在, ○〇町の借家において, 妻, 子の3人で生活をしておりますが, 子供の成長に伴い, 現在の住居が手狭となってきたことから, 当該申請地で, 父親が所有する, ○〇町の登記地目及び現況地目が田である○筆, ○〇〇m²に, 家屋と一体化した○〇, 約○〇m²を含めた, 分家住宅2階建1棟, 建築面積○〇〇〇〇m²を建築するものであります。本申請地は, 貸人である父親の自宅の南隣りで, 市道に面しており, 交通の便や, 生活の利便性が高いため, 当該地を選択し, 本転用に及んだものであります。

なお, 本申請地は, 住宅と農地が混在した地域である第2種農地で, 農業振興地域以外の農地であり, 申請地の北側は, 貸人の宅地, 東側は農道, 西側は宅地, 南側は市道となっております。提出書類に不備もなく, 本転用についての調整を了しておりますことから, 特に問題はないと考えます。

次に番号4でありますが, 本件の譲渡人である○○氏は, 息子さんとお孫さんの3人で暮らしておりましたが, ○〇歳と高齢で, 現在は市内の老人福祉施設に入所中であり, 息子さんも○〇市内の○〇施設に入所しており, お孫さんは市外に転出しているため, 農業に従事する者が不在となっております。また, 本申請地は, 農地中間管理事業の対象外となる, 第3種農地であり, 農地機構を通じての貸し借りも出来ないため, 地元の認定農業者との間で, 農業経営基盤強化促進法の

規定に伴う、〇年間の賃借権を設定し、農地を維持しておりましたが、利用権の終期を迎えると、新たな借り手を探すことと、自己所有農地の維持管理に、苦慮しておりました。譲受人である(株)〇〇〇〇・〇〇氏は、主たる事務所を〇〇市に置き、〇〇地区を中心に不動産業を営む法人の代表取締役であり、本市においても、平成〇〇年〇〇月に〇〇町で、4区画の分譲住宅の転用として、本農地専門部会に諮り、翌年〇月に県知事許可を得ております。譲受人は、当該申請地付近で新居を構えたいという問い合わせが多数あることから、当該地域内で分譲住宅用地を探していたところ、譲渡人との間で話が整い、本転用の申請に及んだものであります。本申請地は、〇〇〇〇〇の北側に位置し、周囲三方を住宅に囲まれた、宅地化が進行している農地であり、用途地域内（第一種中高層住居専用地域）の農地で、当該地の登記地目が田である、〇筆、〇〇〇m²に3区画、平均区画面積〇〇〇m²の宅地分譲用地と、市道に接続する道路部分を設け、宅地分譲用地として販売するものであります。本申請地は、県道にも近く、〇〇小学校まで約〇〇〇mと、住環境に優れており、販売の見込みも十分に見込まれることや、分譲後、一定期間内（3年を目安）に建築を行わないときの買戻し等を行う旨の書面等、提出書類に不備もなく、特に問題は無いと考えます。

次に番号5でありますが、本件の借人である〇〇氏は、平成〇〇年に会社を成立し、本市内において、〇〇〇〇業並びに〇〇〇〇〇業、〇〇業を営んでいる法人の代表取締役であります。現在、〇〇〇町の宅地を借りて、〇〇〇〇用地と〇〇〇〇〇用地して利用しておりますが、近年、〇〇工事等の受注の増加に伴い、取り扱う資材が増え、〇〇、〇〇等の資材を保管する場所に苦慮しておりました。本申請地は、借人の会社敷地の北側に位置し、〇〇の搬入出が行いやすく、土地の広さも必要な条件を満たしており、〇〇歳と高齢で、耕作が困難となった土地所有者との間で借り受けの話がまとまったことから、今般、5年間の賃借権を設定し、転用申請に及んだものであります。転用計画の内容は、当該地の、登記地目及び現況地目が田である1筆、〇〇〇m²

に、約〇〇m²の〇〇〇〇置場4か所と、従業員用として〇台分、約〇〇〇m²の駐車スペースを設けるものであります。本申請地は、用途地域内の第3種農地であり、地図訂正のあった農地のため、隣接農地所有者との境界立会の際に、借り受けを行う話も整っており、提出書類に不備もなく、事業実施の確実性も見込まれることから、本転用について特に問題は無いと考えます。

次に番号6でありますが、本件の貸人と借人は、親子の関係であります。借人である〇〇氏は、先ほど議案第3号、番号2で説明いたしましたように、娘の夫が分家住宅を建築することを計画し、農業振興地域から除外する際に、当該地の登記地目が農地であることが判明し、農家住宅の敷地拡張用地として農地の転用申請に及んだものであります。当該地である、〇〇町字〇〇〇、〇〇番〇、畠、〇〇m²に、平成〇〇年頃に〇〇〇〇〇を建築したので、農地法の許可を得ずに、無断で農地以外の用途に供する転用行為を行っており、違反転用の始末書を添えて、貸人の持ち分もあるため、使用貸借権を設定し、今回、農地法第5条第1項の規定に伴う許可申請に至ったものであります。

本申請地は、第3種農地に区分される農地で、農業振興地域からは外れている農地であります。本転用についての提出書類に不備もなく、既に無断転用行為ではありますが、議案第3号、番号2の4条申請と同様に、始末書を添えて申請しており、特に問題は無いと考えます。

以上、5件、田が〇筆、〇〇〇〇m²、畠が〇筆、〇〇m²の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について、番号2から順次、地元の農業委員さんのご意見をお聞きします。まず、番号2について、〇〇町ですので、本来ならば、私の担当区域でありますが、議事進行をしている関係上、土居委員さんから、お願いをいたします。

土居委員 はい。先般、私と川田委員さんと2人で、現地の調査を行いました。

本人や周囲の方とお会いして話を聞いてきました。それぞれが自宅、田への進入路として利用するもので、特に問題はありません。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号3について〇〇町でございますので、高田委員さん、よろしくお願ひします。

高田委員 はい、先日、現地の調査を行いましたが、特段問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号3につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号4について、〇〇〇町でございますので、原農政専門部会長職務代理者、よろしくお願ひします。

原農政専門部会長職務代理者

はい。先般、地元委員3名で現地の調査を行いました。本人や周囲の方とお会いしたり、電話にて話を聞いてきました。特に問題はありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号4につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号5について、〇〇〇町でございますので、遠山委員さん、よろしくお願ひします。

遠山委員 はい。先日、6日に〇〇地区の委員3名で、現地の調査を行いました。〇〇を置くことについては隣接の住民の方とお会いして話を聞いてきました。皆さんは納得しているので、特に問題はありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号5につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。続きまして、番号6について、〇〇町でございますので、南光農政専門部会長、よろしくお願ひします。

南光農政専門部会長

先ほどの4条許可申請と同じで、この案件も無断で○○○○○として利用していたもので、特に問題はありません。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。番号6につきまして、地元の委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上、本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。続きまして、報告第1号について説明を事務局より、お願いします。

局長 それでは、報告第1号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご報告をいたします。本年4月の農地専門部会において、報告第1号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び報告第2号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）として、ご報告させていただきました案件に対する結果でございます。平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、本年5月1日より5月31日までの1か月間、農業委員会の適正な事務実施に対する意見募集についてとして、本市のホームページへ掲載し、市内在住の農業に従事している方及び市外在住の方で市内に農地を所有又は借入れしている農業に従事している方からのご意見・ご要望等を募集しましたところ、特に意見はござい

ませんでしたので、(案)どおりの内容を、香川県経由で農政局へ提出し、本市のホームページで公表させていただきます。報告第1号及び報告第2号の報告については、以上でございます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。皆様方のほうから他に何かご意見、ご質問等はございませんか。無いようであれば、6月の農地専門部会をこれで終了したいと思います。皆様、大変お疲れ様でした。

閉会時刻 14時 26分